

## 第4部 5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築

### 第1章 救急医療

#### 1 救急医療

救急医療は、医療機関、消防機関、行政機関等が協力して、救急告示制度及び1次救急から3次救急までの救急医療体制によって対応しているが、地域毎に医療資源、医療機関へのアクセス状況等が異なることから、地域の医療資源を効果的に活用し、地域の実情に即した救急医療体制の整備を行うことにより、県民が急傷病時に安心して診療を受けることができるよう、救急医療体制の質的な充実を目指す。

#### 【現 状】

救急告示制度は、消防法の規定を受けて定められた厚生省令により昭和39年から施行されており、救急隊によって搬送される傷病者を受け入れる医療機関の確保という観点から創設されたものである。

一方、昭和52年からは、救急医療の機能分担を明確にするため、急傷病者の容態別に救急医療機関を1次(軽症)、2次(重症)、3次(重篤)と区分する、救急告示制度とは別の救急医療体制が整備された。この体制は、当初は救急告示制度を補完する性格であったが、現在では地域における救急医療体制の中心的な制度として整備されている。

さらに、救急患者の円滑な搬送と受入れを図ることを目的に、兵庫県広域災害・救急医療情報システム(兵庫県EMIS)を整備している。

#### (1) 救急告示制度

救急病院等を定める厚生省令に基づき、救急医療機関を認定し、告示している。県下の救急告示医療機関数は、平成29年4月1日現在、病院178施設、診療所8施設の計186施設である。

#### (2) 1次救急医療体制

休日及び夜間における軽症の救急患者に対応する1次救急医療機関を確保するため、県下を41地区に分けて、休日夜間急患センターや在宅当番医制により対応することとしている。現在、休日夜間急患センターは26機関が設置され、在宅当番医制は17地区で実施されている。

#### (3) 2次救急医療体制(省略)

#### (4) 3次救急医療体制(省略)

#### 【救命救急センターにおけるドクターカーの状況】

実施主体	実施開始	実施形態	実施体制	平成28年度 運行件数(件)
兵庫県災害医療センター	平成15年9月11日	災害医療センターで実施	24H体制	311
神戸市立医療センター中央市民病院	平成11年7月1日	神戸市消防局とのワーク ーション方式	全日 9:00~17:30	157
県立尼崎総合医療センター	平成27年7月1日	県立尼崎総合医療センターで実施	月~金 9:00~17:00 (成人) ※全日 9:00~21:00 (小児)	311
県立西宮病院	平成25年11月25日	西宮病院で実施	月~金 9:00~17:30	573
兵庫医科大学病院	平成26年11月1日	阪神間7市1町の消防局の 要請に基づき出動	24H体制	350
県立加古川医療センター	平成22年10月1日	加古川医療センターで実施	24H体制	123
製鉄記念広畑病院	平成26年3月1日	製鉄記念広畑病院で実施	平日 9:00~16:30	59
公立豊岡病院	平成22年12月5日	公立豊岡病院で実施	24H体制	1,844
県立淡路医療センター	平成26年10月24日	県立淡路医療センターで実施	月~金 8:45~17:30	86

## 第4部 5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築

### 第1章 救急医療

#### 1 救急医療

(同左)

#### 【現 状】

(同左)

#### (1) 救急告示制度

救急病院等を定める厚生省令に基づき、救急医療機関を認定し、告示している。県下の救急告示医療機関数は、令和2年4月1日現在、病院179施設、診療所6施設の計185施設である。

#### (2) 1次救急医療体制

休日及び夜間における軽症の救急患者に対応する1次救急医療機関を確保するため、県下を41地区に分けて、休日夜間急患センターや在宅当番医制により対応することとしている。現在、休日夜間急患センターは24機関が設置され、在宅当番医制は17地区で実施されている。

#### (3) 2次救急医療体制(省略)

#### (4) 3次救急医療体制(省略)

#### 【救命救急センターにおけるドクターカーの状況】

実施主体	実施開始	実施形態	実施体制	平成30年度 運行件数
兵庫県災害医療センター	平成15年9月11日	災害医療センターで実施	24H体制	321
神戸市立医療センター中央市民病院	平成11年7月1日	神戸市消防局とのワーク ーション方式	全日 9:00~17:30	176
県立尼崎総合医療センター	平成27年7月1日	県立尼崎総合医療センターで実施	月~金 9:00~17:00 (成人) ※全日 9:00~21:00 (小児)	699
県立西宮病院	平成25年11月25日	西宮病院で実施	月~金 9:00~17:30	914
兵庫医科大学	平成26年11月1日	阪神間7市1町の消防局の 要請に基づき出動	24H体制	151
県立加古川医療センター	平成26年10月1日	加古川医療センターで実施	24H体制	107
製鉄記念広畑病院	平成26年3月1日	製鉄記念広畑病院で実施	平日 9:00~16:30	59
公立豊岡病院	平成22年12月5日	公立豊岡病院で実施	24H体制	2431
県立淡路医療センター	平成26年10月24日	県立淡路医療センターで実施	月~金 8:45~17:30	111

(5) 広域的な連携（省略）

(6) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム（兵庫県EMIS）（省略）

(7) ヘリコプターを活用した救急医療の確保

平成16年4月から共同運航を開始した県消防防災ヘリ1機及び神戸市消防防災ヘリ2機を活用し、現場出動による救急患者の広域搬送及び病院間搬送の手段として、兵庫県災害医療センター及び神戸市立医療センター中央市民病院等の医療スタッフが同乗するドクターヘリの活用を正式運航を平成19年7月に開始した。

平成22年4月に公立豊岡病院組合立豊岡病院を基地病院とする、本県及び京都府、鳥取県の3府県によるドクターヘリ（3府県ドクターヘリ）の共同運航を開始（平成23年4月に関西広域連合に事業移管）し、県北部地域をカバーしている。

また、平成24年10月には徳島県ドクターヘリの運航開始（基地病院：徳島県立中央病院（平成25年4月に関西広域連合に事業移管））に伴い淡路地域もカバーし、医療資源の乏しい地域の救命率の向上を図っている。

さらに、平成25年11月に県立加古川医療センターを基地病院、製鉄記念広畑病院を準基地病院とするドクターヘリ（兵庫県ドクターヘリ）を導入、運航を開始（平成25年4月に関西広域連合に事業移管）し、播磨地域及び丹波南部地域をカバーしている。

また、地域ごとに消防防災ヘリとドクターヘリの要請順位を設定しており、要請したヘリが出動中の場合には、次のヘリに要請できる体制を整備している。

(8) 精神科救急医療体制（省略）

(9) 救急医療電話相談（#7119）の実施

増加する救急需要への対策と市民の不安解消を目的として、平成29年10月に神戸市において救急医療電話相談事業（救急安心センターこうべ）を開始した。

(10) 地域医療ネットワークの構築状況（省略）

## 【課題】

(1)～(12) 省略

(5) 広域的な連携（省略）

(6) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム（兵庫県EMIS）（省略）

(7) ヘリコプターを活用した救急医療の確保

平成16年4月から共同運航を開始した県消防防災ヘリ1機及び神戸市消防防災ヘリ2機を活用し、現場出動による救急患者の広域搬送及び病院間搬送の手段として、兵庫県災害医療センター及び神戸市立医療センター中央市民病院等の医療スタッフが同乗するドクターヘリの活用を正式運航を平成19年7月に開始した。

平成22年4月に公立豊岡病院組合立豊岡病院を基地病院とする、本県及び京都府、鳥取県の3府県によるドクターヘリ（3府県ドクターヘリ）の共同運航を開始（平成23年4月に関西広域連合に事業移管）し、県北部地域をカバーしている。

平成24年10月には徳島県ドクターヘリの運航開始（基地病院：徳島県立中央病院（平成25年4月に関西広域連合に事業移管））に伴い、淡路地域もカバーし、医療資源の乏しい地域の救命率の向上を図っている。

平成25年11月には、県立加古川医療センターを基地病院、製鉄記念広畑病院を準基地病院とするドクターヘリ（兵庫県ドクターヘリ）を導入、運航を開始（平成25年4月に関西広域連合に事業移管）し、播磨地域及び丹波南部地域をカバーしている。

平成30年3月には、鳥取県ドクターヘリの運航開始（基地病院：鳥取大学医学部附属病院）に伴い、但馬北西部地域をカバーしている。

また、地域ごとに消防防災ヘリとドクターヘリの要請順位を設定しており、要請したヘリが出動中の場合には、次のヘリに要請できる体制を整備している。

(8) 精神科救急医療体制（省略）

(9) 救急医療電話相談（#7119）の実施

増加する救急需要への対策と市民の不安解消を目的として、平成29年10月に神戸市において救急医療電話相談事業（救急安心センターこうべ）を開始し、令和元年4月より芦屋市が参画した。

(10) 地域医療ネットワークの構築状況（省略）

(11) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症患者のための病床を確保する際、救命救急センターを有する3次救急医療機関に集約するのではなく、他の病院との一定の役割分担により救急医療体制を確保した。

発熱等の疑い患者の救急対応では、陽性者を受入可能な医療機関等の情報を各消防本部と共有したほか、県EMISの個別搬送要請モードの活用を周知した。

## 【課題】

(1)～(12) 省略

(13) 新型コロナウイルス感染症への対応

救急医療を担う医療機関において院内感染が発生した場合も含めて、地域において役割分担とネットワークを構築しておく必要がある。

発熱等の疑い患者の救急受入れが拒否されるようなケースもあり、疑い患者も含めた円滑な受入体制を確保する必要がある。

## 【推進方策】

(1)～(3) 省略

### (4) 3次救急医療体制の整備

救命救急センターが設置されていないなど、3次救急医療機能に課題のあるブロックにおいては、救命救急センターの設置及び3次的機能病院に位置づけられている病院について救命救急センターへの指定を検討し、3次救急医療体制の充実を図る。(県、医療機関)

<救命救急センター等の整備予定>

○播磨姫路ブロック…県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院が統合再編を予定しており、新病院の県立はりま姫路総合医療センター(仮称)における救命救急センターの整備(2022年)

○丹波ブロック…県立柏原病院と柏原赤十字病院が統合再編を予定しており、新病院の県立丹波医療センター(仮称)における3次的機能の整備(2019年)

(5)～(12) 省略

## 【救急医療機関の公表】

「救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設」については、兵庫県内病院一覧(資料名：兵庫県病院名簿)にて公表する。

[参照 URL] [https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/hw11\\_000000004.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/hw11_000000004.html)

## 2 病院前救護

病院前救護とは、傷病者が救急現場から医師の管理下におかれるまでの間に行われる応急処置・救命処置のことを指す。

傷病者の救命率の向上を図るためには、一刻も早く医師の管理下におくことが必要であり、ドクターカー等により医師が現場で対応できる体制が望まれるが、現状は、救急救命士等により救命処置がなされている。

病院前救護における救命処置の質を確保するため、メディカルコントロール体制\*を整備し、救急救命士等が救命処置を実施する場合、当該救命処置を医師が指示又は指導・助言及び検証してそれらの救命処置の質を保障することが必要である。病院前救護体制を充実することにより、傷病者の救命率の向上や合併症の発生率の低下などの予後の向上を図る。

\*メディカルコントロール体制とは：

救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質、及び地域の救急搬送とその受入医療体制の質を医学的に保障するために、①医師による指示、指導・助言体制、②事後検証体制、③再教育体制、④傷病者の搬送及び受入れの実施基準に基づく救急搬送体制、⑤救急医療機関の受入医療体制の重要な5要素が整備された体制

## 【推進方策】

(1)～(3) 省略

### (4) 3次救急医療体制の整備

救命救急センターが設置されていないなど、3次救急医療機能に課題のあるブロックにおいては、救命救急センターの設置及び3次的機能病院に位置づけられている病院について救命救急センターへの指定を検討し、3次救急医療体制の充実を図る。(県、医療機関)

<救命救急センター等の整備予定>

○播磨姫路ブロック…県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院が統合再編を予定しており、新病院の県立はりま姫路総合医療センター(仮称)における救命救急センターの整備(2022年)

(5)～(12) 省略

### (13) 新型コロナウイルス感染症への対応

院内感染が発生した場合も含めて、一般救急医療体制が維持できるよう、地域での医療機関の役割分担とネットワークの構築に取り組む。(県、市町、医療機関)

救急医療を担う医療機関には公立・公的医療機関が多く、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関と重複する場合も多いことから、県災害医療センターの一時的に増床できる機能を活用する等、救急医療体制の確保を図るために必要な準備に取り組む。(県、医療機関)

疑い患者も含めた円滑な受入体制の確保に向け、疑い患者を優先的に受け入れる医療機関の確保や、院内感染防止対策の支援、受入調整を円滑に行うための医療機関等のネットワークの構築等に取り組む。(県、市町、医療機関)

併せて、各消防本部との迅速な情報共有や民間救急事業者等の活用による搬送手段の充実を行う。(県、市町)

## 【救急医療機関の公表】

「救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設」については兵庫県内病院一覧(資料名：兵庫県病院名簿)等により兵庫県のホームページにて公表する。

[参照 URL] [https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/hw11\\_000000004.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/hw11_000000004.html)

## 2 病院前救護

(同左)

**【現 状】****(1) 救急搬送の状況**

兵庫県内における救急出動件数・救急搬送人員は、全国の傾向と同様に増加傾向となっており、平成 28 年も、過去最高となった平成 27 年を上回るなど大きく増加している。

(参考) 兵庫県内における救急搬送の状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28
救急出動件数(件)	255,706	262,428	264,636	268,436	275,769
救急搬送人員(人)	223,771	229,991	232,451	236,381	245,257

**(2) 救急救命士の状況**

兵庫県内の消防本部は救急救命士の養成・配置に努めており、平成 29 年 4 月 1 日現在で 1,172 人の救急救命士が配置され、全ての救急隊に救急救命士が乗務可能な体制が構築されている。

また、救急救命士の処置範囲が段階的に拡大されており、それらの処置に対応可能な救急救命士の養成・配置も進められている。

[救急救命士の処置範囲の拡大]

平成 15 年 4 月～ 医師の包括的指示下での除細動

平成 16 年 7 月～ 気管挿管

平成 18 年 4 月～ 薬剤（アドレナリン）投与

平成 23 年 8 月～ ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管

平成 26 年 4 月～ 静脈路確保、輸液、血糖測定、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(参考) 兵庫県内消防本部における救急救命士数

(単位：人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
救急救命士数	1,048	1,080	1,096	1,144	1,172
うち気管挿管認定	365	505	552	578	629
うちアドレナリン投与認定	666	815	846	904	940

※各年 4 月 1 日現在

(3) メディカルコントロール協議会（省略）

(4) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準（省略）

(5) A E D（自動体外式除細動器）の普及（省略）

**【課 題】**（省略）

**【推進方策】**（省略）

**【現 状】****(1) 救急搬送の状況**

兵庫県内における救急出動件数・救急搬送人員は、全国の傾向と同様に増加傾向となっており、平成 30 年も、過去最高となった平成 29 年を上回るなど大きく増加している。

(参考) 兵庫県内における救急搬送の状況

区分	H26	H27	H28	H29	H30
救急出動件数(件)	264,636	268,436	275,769	285,265	300,287
救急搬送人員(人)	232,451	236,381	245,257	253,412	266,042

**(2) 救急救命士の状況**

兵庫県内の消防本部は救急救命士の養成・配置に努めており、平成 31 年 4 月 1 日現在で 1,274 人の救急救命士が配置され、全ての救急隊に救急救命士が乗務可能な体制が構築されている。

また、救急救命士の処置範囲が段階的に拡大されており、それらの処置に対応可能な救急救命士の養成・配置も進められている。

[救急救命士の処置範囲の拡大]

平成 15 年 4 月～ 医師の包括的指示下での除細動

平成 16 年 7 月～ 気管挿管

平成 18 年 4 月～ 薬剤（アドレナリン）投与

平成 23 年 8 月～ ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管

平成 26 年 4 月～ 静脈路確保、輸液、血糖測定、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(参考) 兵庫県内消防本部における救急救命士数

(単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30	H31
救急救命士数	1,169	1,187	1,208	1,248	1,274
うち気管挿管認定	703	770	839	907	967
うちアドレナリン投与認定	1,101	1,167	1,229	1,304	1,376

※各年 12 月 31 日現在

(3) メディカルコントロール協議会（省略）

(4) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準（省略）

(5) A E D（自動体外式除細動器）の普及（省略）

**【課 題】**（省略）

**【推進方策】**（省略）

### 3 救急医療に係る指標・目標

#### 【指標】

指標名	出典（年度）	兵庫県	（参考） 全国平均
救急搬送人員数	H28	245,257人	二
救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間	H28	36.7分	39.3分
受入困難事例の割合① （医療機関照会回数4回以上の割合[重症以上傷病者]）	H28	2.4%	2.3%
受入困難事例の割合② （現場滞在時間30分以上の割合[重症以上傷病者]）	H28	5.3%	5.0%
心肺機能停止傷病者（心肺停止患者）の1ヶ月後の社会復帰率	H28	7.8%	8.7%

#### 【目標】

目標	現状値	目標値（達成年度）
救急医療電話相談（#7119）の実施市町	神戸市 (2017)	県全域 (2023)

### 3 救急医療に係る指標・目標

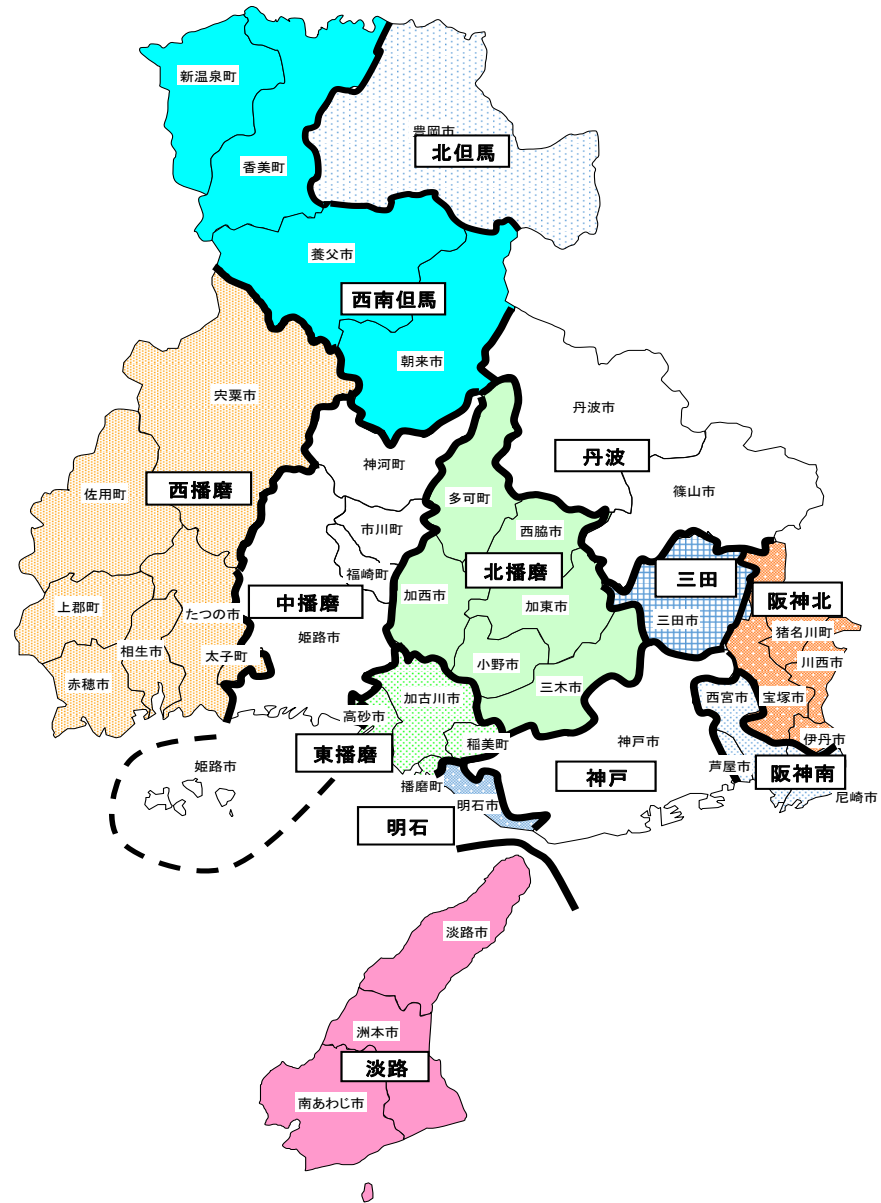
#### 【指標】

指標名	出典（年度）	兵庫県	（参考） 全国平均
救急搬送人員数	H30	266,042人	二
救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間	H30	36.6分	39.5分
受入困難事例の割合① （医療機関照会回数4回以上の割合[重症以上傷病者]）	H30	2.7%	2.4%
受入困難事例の割合② （現場滞在時間30分以上の割合[重症以上傷病者]）	H30	5.4%	5.1%
心肺機能停止傷病者（心肺停止患者）の1ヶ月後の社会復帰率	H30	7.8%	12.5%

#### 【目標】

目標	策定時	現状値	目標値（達成年度）
救急医療電話相談（#7119）の実施市町	神戸市 (2017)	神戸市 (2017) 芦屋市 (2019)	県全域 (2023)

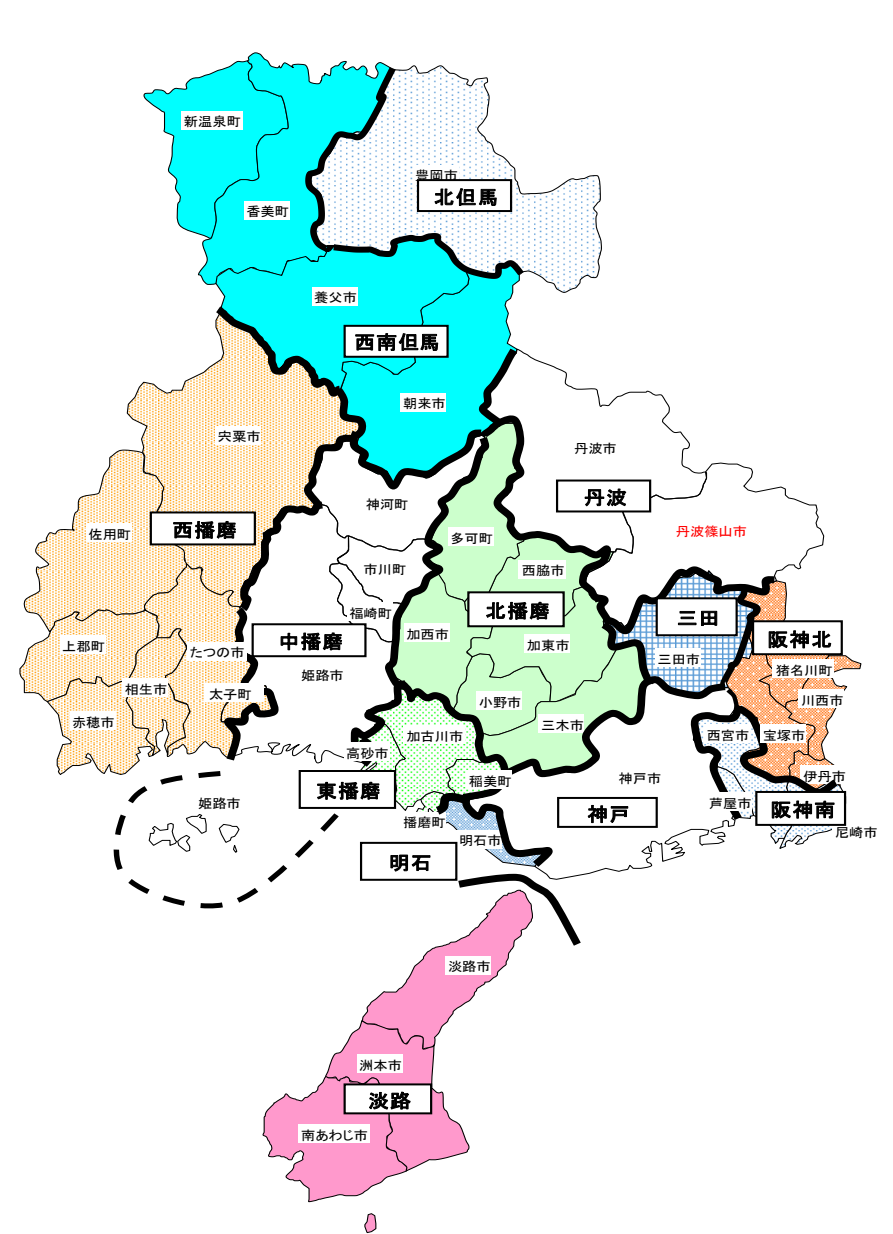
救急医療圏域図



救急医療圏域区分

区分	1次救急(市町)	2次救急(地域)	3次救急(圏域)
地域区分	市 町 単 位	神 戸	神 戸
		三 田	三 田
		阪 神 南	阪 神 南
		阪 神 北	阪 神 北
		明 石	明 石
		東 播 磨	播 磨 東
		北 播 磨	播 磨 東
		中 播 磨	播 磨 姫 路
		西 播 磨	播 磨 姫 路
		西 南 但 馬	但 馬
		北 但 馬	但 馬
		丹 波	丹 波
淡 路	淡 路		
計	29市12町	13	7

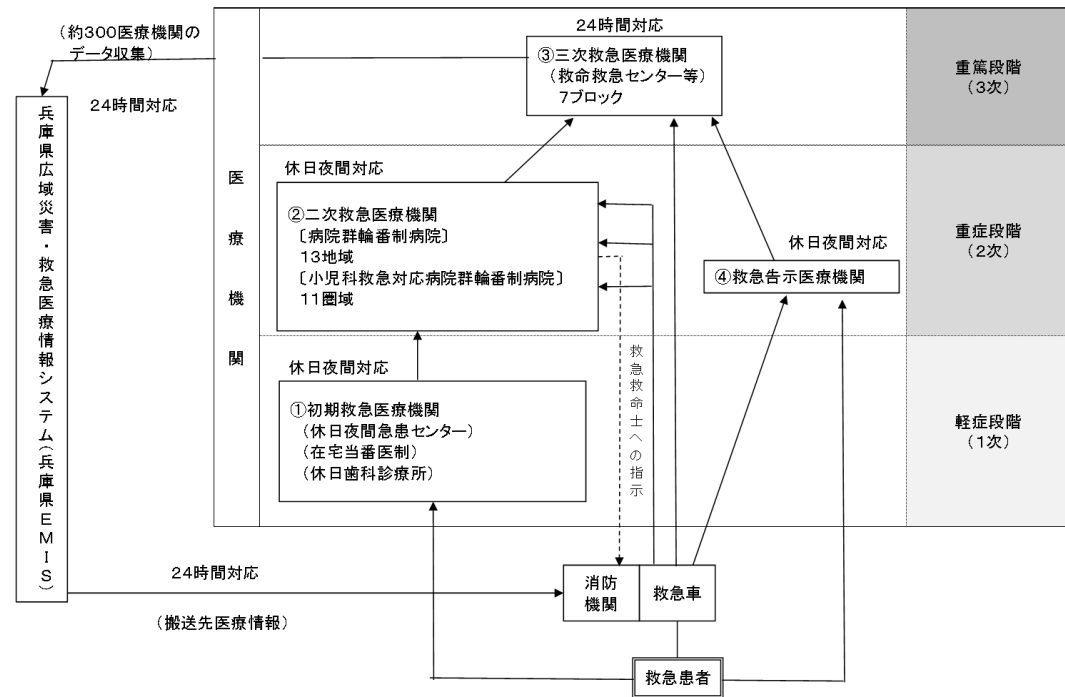
救急医療圏域図



救急医療圏域区分

区分	1次救急(市町)	2次救急(地域)	3次救急(圏域)
地域区分	市 町 単 位	神 戸	神 戸
		三 田	三 田
		阪 神 南	阪 神 南
		阪 神 北	阪 神 北
		明 石	明 石
		東 播 磨	播 磨 東
		北 播 磨	播 磨 東
		中 播 磨	播 磨 姫 路
		西 播 磨	播 磨 姫 路
		西 南 但 馬	但 馬
		北 但 馬	但 馬
		丹 波	丹 波
淡 路	淡 路		
計	29市12町	13	7

救急医療体制

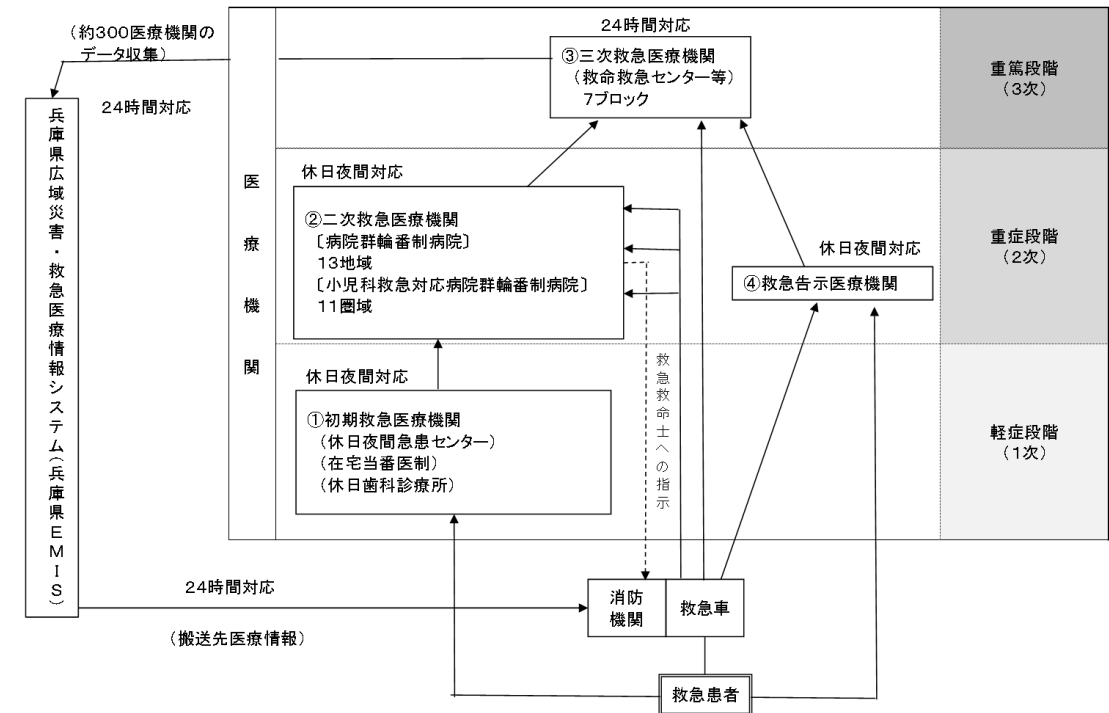


- ① 初期救急医療機関 【休日夜間急患センター、在宅当番医制、休日歯科診療所】  
入院・手術等を必要としない比較的軽症な救急患者に対応する。
- ② 2次救急医療機関 【病院群輪番制】  
入院・手術等を必要とする重症救急患者に対応する。  
[病院群輪番制]  
2次保健医療圏域内に地域を設定し、重症患者に対応できる数病院が交替で休日・夜間における診療を受け持つ。(2次救急医療圏域13地域で実施)  
[小児科救急対応病院群輪番制]  
2次保健医療圏域内に設定した小児救急医療圏域において、小児科重症救急患者に対応できる数病院が交替で休日・夜間における診療を受け持つ。  
(2次小児救急医療圏域11圏域で実施)
- ③ 3次救急医療機関 【救命救急センター、3次的機能病院】  
脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷などの重篤救急患者へ対応するため、高度の診療機能を備え、24時間受入れ可能な体制をとる。
- ④ 救急告示医療機関  
医療機関からの申し出により、施設・受入れ体制の整ったものについて都道府県知事が認定し告示する。

なお、休日夜間急患センター及び救急医療機関についての情報を、県広域災害・救急医療情報システム(兵庫県EMIS)のホームページで提供している。

[参照URL] <http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

救急医療体制



- ① 初期救急医療機関 【休日夜間急患センター、在宅当番医制、休日歯科診療所】  
入院・手術等を必要としない比較的軽症な救急患者に対応する。
- ② 2次救急医療機関 【病院群輪番制】  
入院・手術等を必要とする重症救急患者に対応する。  
[病院群輪番制]  
2次保健医療圏域内に地域を設定し、重症患者に対応できる数病院が交替で休日・夜間における診療を受け持つ。(2次救急医療圏域13地域で実施)  
[小児科救急対応病院群輪番制]  
2次保健医療圏域内に設定した小児救急医療圏域において、小児科重症救急患者に対応できる数病院が交替で休日・夜間における診療を受け持つ。  
(2次小児救急医療圏域11圏域で実施)
- ③ 3次救急医療機関 【救命救急センター、3次的機能病院】  
脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷などの重篤救急患者へ対応するため、高度の診療機能を備え、24時間受入れ可能な体制をとる。
- ④ 救急告示医療機関  
医療機関からの申し出により、施設・受入れ体制の整ったものについて都道府県知事が認定し告示する。

なお、休日夜間急患センター及び救急医療機関についての情報を、県広域災害・救急医療情報システム(兵庫県EMIS)のホームページで提供している。

[参照URL] <http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>



休日夜間急患センター及び救命救急センター等設置状況一覧

1 休日夜間急患センター

(平成30年4月1日現在)

	施設名	所在地
1	神戸市医師会急病診療所	神戸市中央区橘通4-1-20
2	神戸市医師会東部休日急病診療所	神戸市灘区岸地通1-1-1灘区民ホール
3	神戸市医師会西部休日急病診療所	神戸市西区学園西町4-2
4	神戸こども初期急病センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-1
5	公益財団法人尼崎健康医療財団 休日夜間急病診療所	尼崎市水堂町3-15-20
6	西宮市応急診療所	西宮市池田町13-3
7	芦屋市立休日応急診療所	芦屋市公光町5-13
8	伊丹市休日応急診療所	伊丹市千増1-1
9	阪神北広域こども急病センター	伊丹市昆陽池2-10
10	川西市応急診療所	川西市中央町12-2
11	宝塚市立休日応急診療所	宝塚市小浜4-4-1
12	三田市休日応急診療センター	三田市天神1-10-14
13	明石市立夜間休日応急診療所	明石市大久保町八木743-33
14	加古川夜間急病センター	加古川市米田町船頭5-1
15	西脇多可休日急患センター	西脇市下戸田652-1
16	姫路市休日・夜間急病センター	姫路市西今宿3-7-21
17	揖龍休日夜間急病センター	たつの市龍野町富永410-2
18	宍粟市夜間応急診療所	宍粟市山崎町今宿5-15
19	南但休日診療所	朝来市和田山町法興寺378-1
20	豊岡市立休日急病診療所	豊岡市立野町12-12
21	篠山市休日診療所	篠山市黒岡191
22	丹波市休日応急診療所	丹波市柏原町柏原443
23	丹波市平日夜間応急診療室	丹波市柏原町柏原259-1
24	洲本市応急診療所	洲本市港2-26
25	南あわじ市休日応急診療所	南あわじ市賀集1065-7
26	淡路市休日応急診療所	淡路市志筑3119-1

兵庫県広域災害・救急医療情報システム（兵庫県EMIS）／休日夜間急患センター一覧

[参照URL] <http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/sho/pwqqkansr01.aspx>

休日夜間急患センター及び救命救急センター等設置状況一覧

1 休日夜間急患センター

(令和2年4月1日現在)

	施設名	所在地
1	神戸市医師会急病診療所	神戸市中央区橘通4-1-20
2	神戸市医師会東部休日急病診療所	神戸市灘区岸地通1-1-1灘区民ホール
3	神戸市医師会西部休日急病診療所	神戸市西区学園西町4-2
4	神戸こども初期急病センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-1
5	公益財団法人尼崎健康医療財団 休日夜間急病診療所	尼崎市水堂町3-15-20
6	西宮市応急診療所	西宮市池田町13-3
7	芦屋市立休日応急診療所	芦屋市公光町5-13
8	伊丹市休日応急診療所	伊丹市千増1-1
9	阪神北広域こども急病センター	伊丹市昆陽池2-10
10	川西市応急診療所	川西市中央町12-2
11	宝塚市立休日応急診療所	宝塚市小浜4-4-1
12	三田市休日応急診療センター	三田市天神1-10-14
13	明石市立夜間休日応急診療所	明石市大久保町八木743-33
14	加古川夜間急病センター	加古川市米田町船頭5-1
15	西脇多可休日急患センター	西脇市下戸田652-1
16	姫路市休日・夜間急病センター	姫路市西今宿3-7-21
17	揖龍休日夜間急病センター	たつの市龍野町富永410-2
18	南但休日診療所	朝来市和田山町法興寺378-1
19	豊岡市立休日急病診療所	豊岡市立野町12-12
20	丹波篠山市休日診療所	篠山市黒岡191
21	丹波市休日応急診療所	丹波市柏原町柏原443
22	洲本市応急診療所	洲本市港2-26
23	南あわじ市休日応急診療所	南あわじ市賀集1065-7
24	淡路市休日応急診療所	淡路市志筑3119-1

兵庫県広域災害・救急医療情報システム（兵庫県EMIS）／休日夜間急患センター一覧

[参照URL] <http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/sho/pwqqkansr01.aspx>



2 救命救急センター等

	施設名	所在地
救命救急センター	① 兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
	② 神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1
	③ 県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
	④ 兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1-1
	⑤ 県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
	⑥ 県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
	⑦ 県立姫路循環器病センター ※1	姫路市西庄甲520
	⑧ 製鉄記念広畑病院 ※1	姫路市広畑区夢前町3-1
	⑨ 公立豊岡病院（但馬救命救急センター）	豊岡市戸牧1094
	⑩ 県立淡路医療センター ※2	洲本市塩屋1-1-137
3次的機能病院	① 神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7丁目5-2
	② 県立柏原病院 ※3	丹波市柏原町柏原5208-1

※1 県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院は2022年に統合再編し、新病院の県立はりま姫路総合医療センター（仮称）は救命救急センターとして指定予定。

※2 県立淡路医療センターは地域救命救急センターとして指定。

※3 県立柏原病院と柏原赤十字病院は2019年に統合再編し、新病院の県立丹波医療センター（仮称）は3次的機能病院を担う予定。

2 救命救急センター等

	施設名	所在地
救命救急センター	① 兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
	② 神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1
	③ 神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7丁目5-2
	④ 県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
	⑤ 兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1-1
	⑥ 県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
	⑦ 県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
	⑧ 県立姫路循環器病センター ※1	姫路市西庄甲520
	⑨ 製鉄記念広畑病院 ※1	姫路市広畑区夢前町3-1
	⑩ 公立豊岡病院（但馬救命救急センター）	豊岡市戸牧1094
	⑪ 県立淡路医療センター ※2	洲本市塩屋1-1-137
3次的機能病院	⑫ 県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002番地7

※1 県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院は令和4(2022)年度に再編統合し、新病院の県立はりま姫路総合医療センター（仮称）は救命救急センターとして指定予定。

※2 県立淡路医療センターは地域救命救急センターとして指定。

救急医療体制地区別整備状況

(平成30年4月1日現在)

区分	2次保健医療圏	1次救急(軽症)			2次救急(重症)		3次救急(重篤)	
		地区名	休日夜間 急患センター	在宅 当番医制	地域名	病院群 輪番制	圏域名	救命救急 センター等
地 域 区 分	神戸	神戸市 (東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・ 長田区・須磨区・垂水区・西区)	◎ (3箇所対応)		神戸(※)	◎	神戸	● 兵庫県災害 医療センター ● 神戸市立 医療センター 中央市民病院 ▲ 神戸大学 医学部附属病院
	阪神	三田市	○		三田(※)	◎	阪神	● 県立尼崎 総合医療センター ● 兵庫医科大学病院 ● 県立西宮病院
		尼崎市	◎	◎				
		西宮市	◎	◎				
		芦屋市	○	◎				
		伊丹市	○	◎				
		川西市・川辺郡	○	(小児科 を広域で 対応)				
	東播磨	明石市	◎	○	東播磨	◎	播磨東	● 県立加古川 医療センター
		加古川市・加古郡	◎	○				
		高砂市		○				
	北播磨	西脇市・多可郡	○		北播磨	◎	播磨東	● 県立加古川 医療センター
		三木市		○				
		小野市・加東市		○				
		加西市		○				
	播磨姫路	姫路市	◎	(整形外科)	中播磨	◎	播磨姫路	● 県立姫路 循環器病センター ● 製鉄記念広畑病院
		姫路市(旧家島町)		○				
		神崎郡		○				
		たつの市・揖保郡	○		西播磨	◎		
		宍粟市	○	○				
		佐用郡		○				
相生市			○					
赤穂市			○					
赤穂郡			○					
但馬	養父市	○		西南但馬	◎	但馬	● 公立豊岡病院	
	朝来市							
	美方郡	公立病院等に対応						
	豊岡市	○						
丹波	篠山市	○		丹波	◎	丹波	▲ 県立柏原病院	
	丹波市	◎ (2箇所対応)						
淡路	洲本市	◎		淡路	◎	淡路	● 県立淡路 医療センター	
	淡路市	○						
	南あわじ市	○						
計	8圏域	26機関	17地区	13地域	13箇所	7ブロック	12機関	

○は、毎休日に救急体制を実施 ◎は、毎休日・毎夜間に救急体制を実施  
救命救急センター等の●は救命救急センター、▲は3次的機能病院を表す。

※ 三田地域は、地理的条件などを含め神戸市との患者の流出入が多いことから、今後も  
更なる連携を進めるなかで体制の強化を図る。

注 県立姫路循環器病センターは、心疾患と脳卒中を中心に対応しており、他の重篤患者への対応は近隣医療機関  
との連携のもと実施している。

注 県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院は2022年に統合再編し、新病院の県立はりま姫路総合医療セン  
ター(仮称)は救命救急センターとして指定予定。

注 県立柏原病院と柏原赤十字病院は2019年に統合再編し、新病院の県立丹波医療センター(仮称)は3次的機能  
病院を担う予定。

注 3次救急においては、圏域を越えて相互補完している。

救急医療体制地区別整備状況

(令和2年4月1日現在)

区分	2次保健医療圏	1次救急(軽症)			2次救急(重症)		3次救急(重篤)	
		地区名	休日夜間 急患センター	在宅 当番医制	地域名	病院群 輪番制	圏域名	救命救急 センター等
地 域 区 分	神戸	神戸市 (東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・ 長田区・須磨区・垂水区・西区)	◎ (3箇所対応)		神戸(※)	◎	神戸	● 兵庫県災害 医療センター ● 神戸市立 医療センター 中央市民病院 ● 神戸大学 医学部附属病院
	阪神	三田市	○		三田(※)	◎	阪神	● 県立尼崎 総合医療センター ● 兵庫医科大学病院 ● 県立西宮病院
		尼崎市	◎	◎				
		西宮市	◎	◎				
		芦屋市	○	◎				
		伊丹市	○	◎				
		川西市・川辺郡	○	(小児科 を広域で 対応)				
	東播磨	明石市	◎	○	東播磨	◎	播磨東	● 県立加古川 医療センター
		加古川市・加古郡	◎	○				
		高砂市		○				
	北播磨	西脇市・多可郡	○		北播磨	◎	播磨東	● 県立加古川 医療センター
		三木市		○				
		小野市・加東市		○				
		加西市		○				
	播磨姫路	姫路市	◎	○	中播磨	◎	播磨姫路	● 県立姫路 循環器病センター ● 製鉄記念広畑病院
		姫路市(旧家島町)		○				
		神崎郡		○				
		たつの市・揖保郡	○		西播磨	◎		
		宍粟市		○				
		佐用郡		○				
相生市			○					
赤穂市			○					
赤穂郡			○					
但馬	養父市	○		西南但馬	◎	但馬	● 公立豊岡病院	
	朝来市							
	美方郡	公立病院等に対応						
	豊岡市	○						
丹波	丹波篠山市	○		丹波	◎	丹波	▲ 県立丹波 医療センター	
	丹波市	○						
淡路	洲本市	◎		淡路	◎	淡路	● 県立淡路 医療センター	
	淡路市	○						
	南あわじ市	○						
計	8圏域	24機関	17地区	13地域	13箇所	7ブロック	12機関	

○は、毎休日に救急体制を実施 ◎は、毎休日・毎夜間に救急体制を実施  
「救命救急センター等」の●は、救命救急センター、▲は3次的機能病院を表す。

※ 三田地域は、地理的条件などを含め神戸市との患者の流出入が多いことから、今後も  
更なる連携を進めるなかで体制の強化を図る。

注 県立姫路循環器病センターは、心疾患と脳卒中を中心に対応しており、他の重篤患者への対応は近隣医療機関  
との連携のもと実施している。

注 県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院は2022年に統合再編し、新病院の県立はりま姫路総合医療セン  
ター(仮称)は救命救急センターとして指定予定。

注 3次救急においては、圏域を越えて相互補完している。